

第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

令和5年3月一部改訂

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て環境が変化する中で、子育てに対する負担や不安の解消が必要であり、子育てを社会全体で支援していくことが求められています。本市においても、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月に「北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。放課後児童クラブでの受入れ対象の拡充や、病児・病後児保育園の設置など、働きながら子育てをする家庭への支援に重点をおき、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの声が響く、活力ある「ふるさと北杜」を築くための取り組みを行ってまいりました。

その間、国においても子育て安心プランの前倒しや、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速させ、各自治体においても更なる子育て支援の取組が求められています。

今計画では、第1期子ども・子育て支援事業計画での取り組みを承継し、新たに掲げる基本理念である「子どもの未来を拓くまち一北杜」を築くため、北杜市だからこそできる子育ては何かを考え、市民、地域、企業、行政の協働による子育て支援の更なる充実を図り、また、福祉と教育の連携により、一人ひとりの子どもが健やかで幸せに育つことができる環境づくりに努めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

本計画策定にあたり、「アンケート調査」へのご協力をいただいた子育て中の保護者の皆様、ご意見をいただきました子ども・子育て会議の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

目 次

第1部 基本構想編	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 計画の法的根拠	3
(2) 計画の位置づけと他計画との関係	3
3 計画の期間・構成	5
4 計画の策定方法	5
(1) アンケート調査の実施	5
(2) ヒアリング調査の実施	6
(3) 市民ワークショップの実施	6
(4) 市実施事業の検証	6
(5) 北杜市子ども・子育て会議の設置	6
(6) パブリックコメントの実施	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題	7
1 統計データによる現状	7
(1) 人口の状況	7
(2) 出生の状況	8
(3) 婚姻の状況	10
(4) 女性の就労の状況	11
2 子ども・子育て支援新制度に基づく支援サービスの状況	12
(1) 保育園の状況	12
(2) 各種事業の状況	12
3 アンケート調査結果等からの課題	15
(1) 日常・緊急時の対応支援	15
(2) 相談支援体制の確立	16
(3) 遊び場の確保	16
(4) 医療機関の充実	16
(5) 放課後や長期休暇時の居場所づくり（小学生）	16
(6) 子育て全般について	17
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念及び基本的な視点	19
(1) 基本理念	19

(2) 基本的な視点	20
2 基本方針.....	21
3 施策の体系	22
第4章 基本施策の展開	23
1 愛で育むほくとっこ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～.....	23
(1) 母子の健康の確保.....	23
2 学び育つほくとっこ～保育・子育て支援サービスの充実～	25
(1) 子どもの年齢に応じた支援サービスの充実.....	25
(2) 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実	26
3 たくましく育つほくとっこ～生きる力を育む教育の推進～	27
(1) 生きる力を育む教育（原っぱ教育）の推進.....	27
4 守り育むほくとっこ～子どもの権利保障と安全・安心の実現～	29
(1) すべての子どもが等しく成長できる環境づくり	29
(2) 子どもの安全の確保	30
5 みんなで育むほくとっこ～地域の特性を生かした子育ての推進と子ども・子育てにやさしい地域づくり～	32
(1) 地域の特性を生かした子育ての推進.....	32
(2) 地域で子育てを支える仕組みづくりの推進.....	33
第5章 子ども・子育て支援新制度に基づく対応	34
1 見込み量及び確保の内容について	34
(1) 前提となる事項	34
(2) 教育・保育の提供区域の設定	36
2 子ども・子育て支援事業に係る見込み量の推計方法	37
(1) 見込み量の推計方法	37
3 教育・保育事業	38
(1) 事業の概要	38
(2) 事業の確保量	40
4 地域子ども・子育て支援事業	41
(1) 事業の概要	41
(2) 事業の確保量	42
第6章 推進体制	46
1 計画の推進に向けて	46
2 計画の評価・検証	46
資料	47

第1部 基本構想編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、出生率の減少により第2次ベビーブーム時において2.14あった合計特殊出生率は平成17年には1.26まで減少しましたが、その後、平成30年には1.42まで回復しました。山梨県においても平成30年に1.53まで増加しましたが、いずれも国が掲げる「2025年度末までに1.8」とする希望出生率の実現は厳しい状況となっています。

また、同時に急速な高齢化が進んでおり、特に団塊世代が2025年ごろまでに75歳以上に達することで介護・医療費など社会保障費の急増が予想される「2025年問題」が懸念されています。

子どもが減り、高齢者が増えるということは、少ない子ども世代が、多くの高齢者世代を支えていかなければならなくなるとともに、地域社会の活力低下など、将来的に深刻な影響を及ぼすと考えられます。このような状況下において、安心して子どもを生み育てられるとともに、子ども自身が安心して健やかに育っていく力を身につけられるよう社会全体で子育てを支援していくことが重要となります。

こうした子育て支援の重要性の高まりを受け、平成24年に子ども・子育てに関する3つの法律「子ども・子育て関連3法」が成立し、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行されました。これは、子どもが健やかに成長することができる社会をつくることを目的として施行され、さらに子育て環境の改善により少子化に歯止めをかけることも期待されています。支援の内容として、必要とするすべての家庭が利用できるよう量の拡充と子どもたちがより豊かに育っていけるよう質の向上が求められています。

北杜市（以下「本市」という。）においては、平成27年度に「子どもの声が響くまち一北杜」を基本理念とした「北杜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て支援の充実と子育て世代に魅力あるまちづくりに取り組んできました。

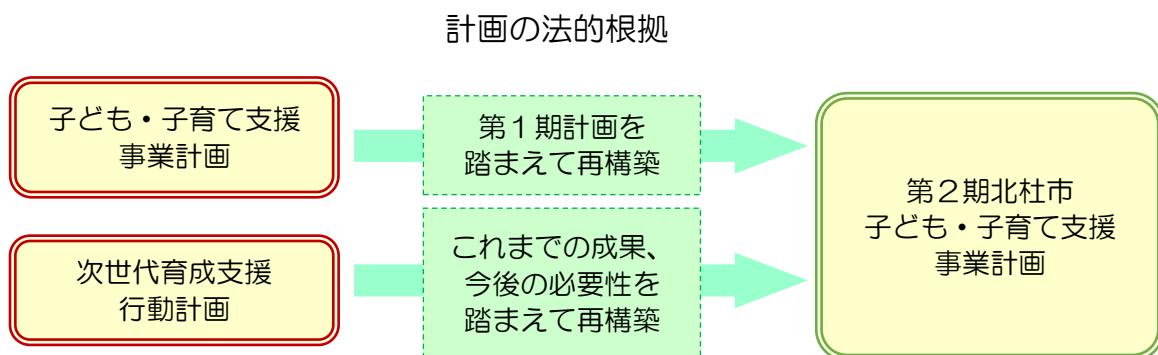
このたび「北杜市子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画期間が終了することに伴い、計画を見直し、法改正や新制度を反映させた「第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、より一層、安心して子育てができるまちづくりを推進することとなりました。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠

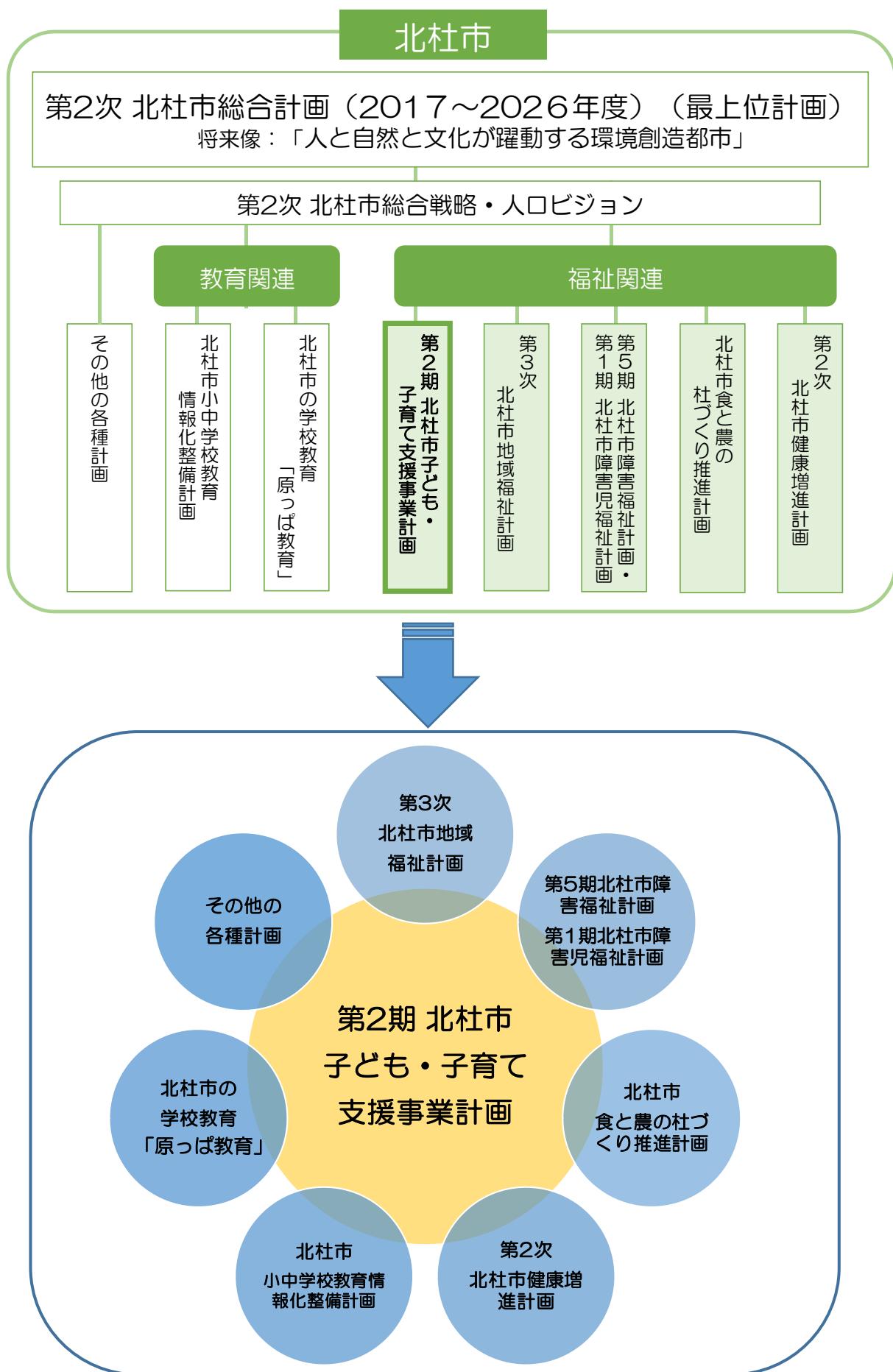
本計画は、策定が義務づけられている子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、さらに広範囲な子育て支援のため、改正次世代育成支援対策推進法第8条において、市町村の努力義務として規定されている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」、さらには「新・放課後子ども総合プラン」を包含し、本市が取り組むべき施策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に子育て支援を推進していきます。



(2) 計画の位置づけと他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「北杜市総合計画」のもとに福祉関連計画の1つとして位置づけられています。計画の策定に当たっては、これまでの本市の取り組みを踏まえた上で国の動向、本市の現状や課題を反映し再構築します。また、子育てに関する課題に横断的に取り組むため「北杜市地域福祉計画」、「北杜市の学校教育（原っぱ教育）」などの関連計画との整合性を図りながら、本市の福祉・教育等に係る各計画と相互に関連する部分については連携し、地域社会での協働のもと、幼児期の保育、学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援を推進していきます。



3 計画の期間・構成

本計画は令和2年度から令和6年度までの5ヵ年を計画期間として策定します。

北杜市子ども・子育て支援事業計画の期間

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
北杜市 次世代育成支援後期行動計画														
					(第1期) 北杜市 子ども・子育て支援事業計画					第2期北杜市 子ども・子育て支援事業計画				

本計画は、基本構想と実施計画によって構成します。基本構想は、本市が子育てに係る目指すべき将来像を示し、それを実現するための施策や取り組みの方向性を示すものです。

実施計画（個別事業）は、基本構想で示された取り組みの方向性に沿って、具体的に実施するための事業を示すものです。

社会経済情勢の変化や、国や県の子育て施策の変化等にも迅速に対応できるよう、必要に応じて見直しを図り、本市の実情に即した実効性のある計画を策定します。

4 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況・利用希望等を把握し、事業量の見込みを算出するため、小学校6年生以下の子どもがいる家庭にアンケート調査を実施しました。国から示されている基本調査項目に加え、本市独自の質問項目を設け、地域の実情にあった子ども・子育て支援施策のニーズの把握を行いました。

アンケート調査の方法

区分	調査対象	調査方法	配付数	回答者数	回収率	調査期間
未就学児	保護者	郵送配付	1,246	839	67.3%	平成31年 1月25日～ 2月15日
小学生	保護者	郵送配付	1,044	675	64.7%	
合計			2,290	1,514	66.1%	

(2) ヒアリング調査の実施

市内において、子育て支援に係るサービスを提供している事業者を対象に、近年における子育て世帯の傾向変化、子育て世帯の抱える課題と寄せられる要望、子育て世帯から寄せられた課題や要望に対しての対応方針、解決できたこと、解決できなかつたことなどから、課題の把握を行いました。

また、本市民を雇用している企業に対して、近年における子育て世帯の傾向変化、企業内における子育て関連の制度、産休・育休の取得状況、行政への要望等などから、課題の把握を行いました。

(3) 市民ワークショップの実施

未就学児童、小学生の保護者を対象に、本市における子育てに係る課題を明らかにし、今後の方向性、対策等について検討をしました。

(4) 市実施事業の検証

第1期北杜市子ども・子育て支援事業計画において、施策・事業を展開した各課に対し、取り組みの評価・検証を行い、第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画策定に向けての残された課題や新たな課題を確認し、今後の方向性などについて検討をしました。

(5) 北杜市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、教育関係者、保育関係者、民生委員、各種関連団体関係者等で構成する「北杜市子ども・子育て会議」を設置・開催し、計画の内容について審議を行い、その意見を反映しました。

(6) パブリックコメントの実施

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く市民から意見を募り、その結果を反映させ、市民が一体となり策定する計画を目指しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

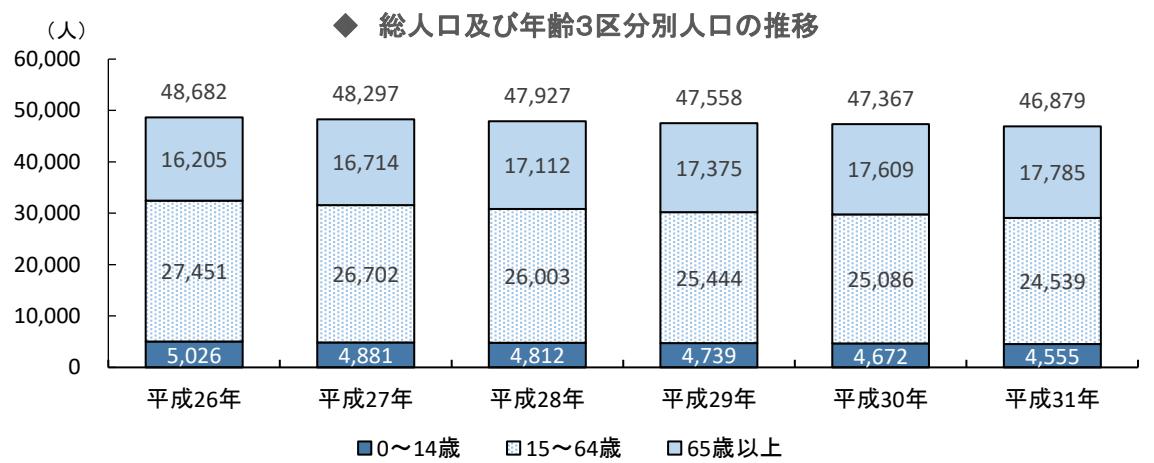
1 統計データによる現状

(1) 人口の状況

①総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成31年現在46,879人で年々減少傾向となっています。

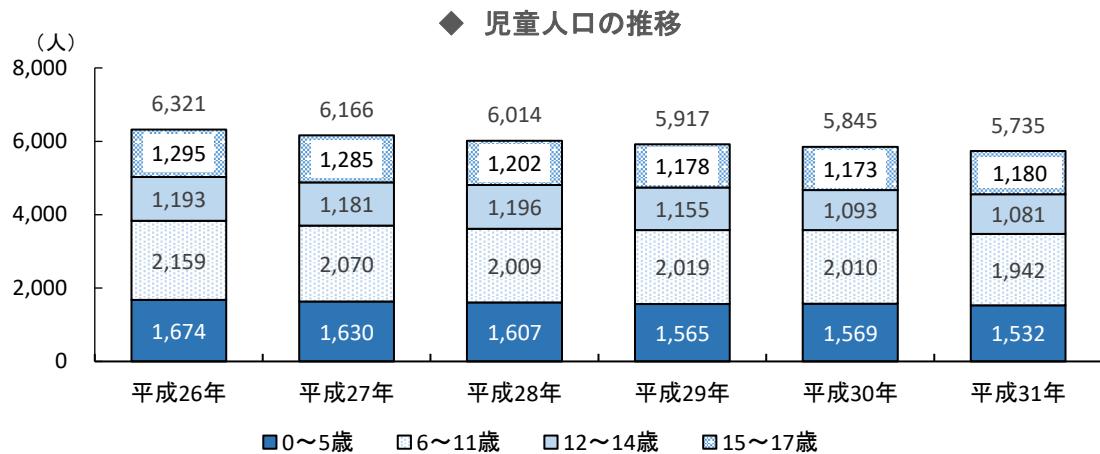
年齢3区分別でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているのに対し、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少しており、本市においても少子・高齢化の進行がうかがえます。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

②児童人口の推移

本市の0～18歳未満の児童人口の推移をみると、平成31年現在で5,735人となっており、年々減少し、この5年で約10%の減少を示しています。



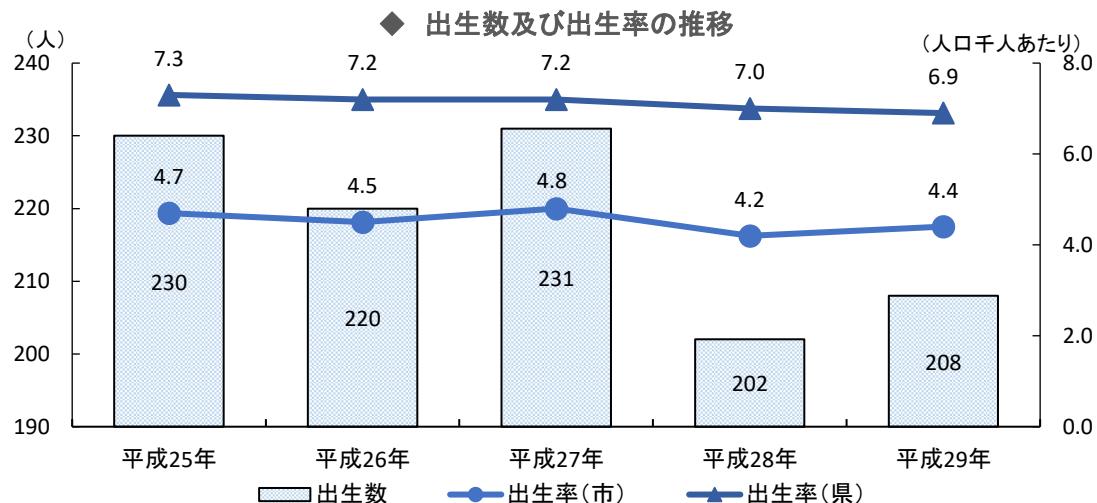
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 出生の状況

①出生数及び出生率の推移

本市の出生数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成29年は208人となっています。

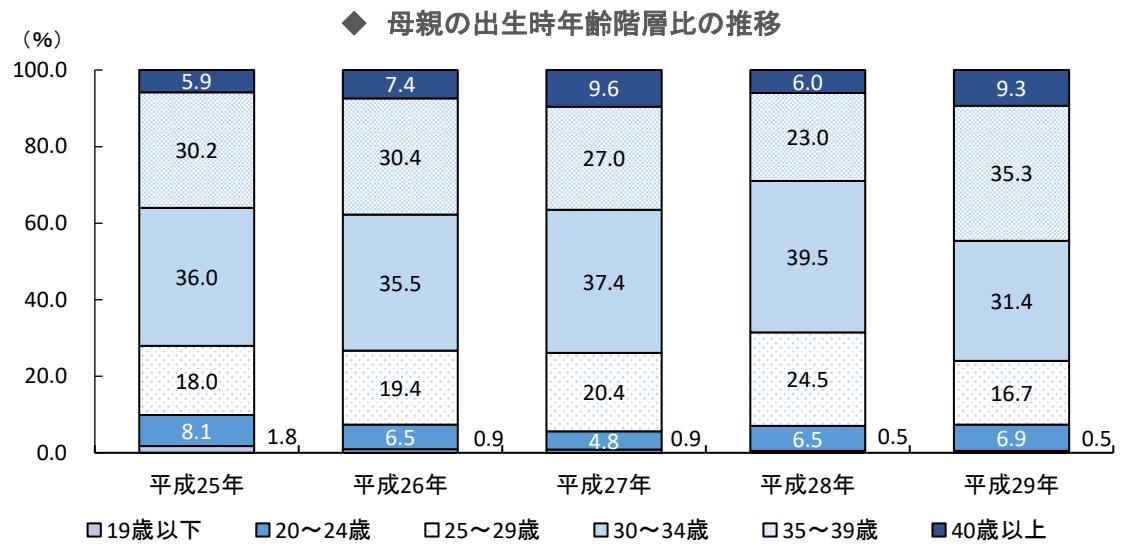
また、出生率についても、増減を繰り返し推移しており、近年は県の水準を下回っている状況です。



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

②母親の出産時年齢階層比の推移

本市の母親の出産時の年齢階層比の推移をみると、平成25年から平成28年においては、30～34歳が最も高くなっています。しかし、近年35歳以降の伸びが著しく、平成29年は35～39歳が35.3%、40歳以上が9.3%であり、35歳以降を合計すると44.6%となり、前年よりも15.6ポイント上昇しています。



資料：人口動態統計

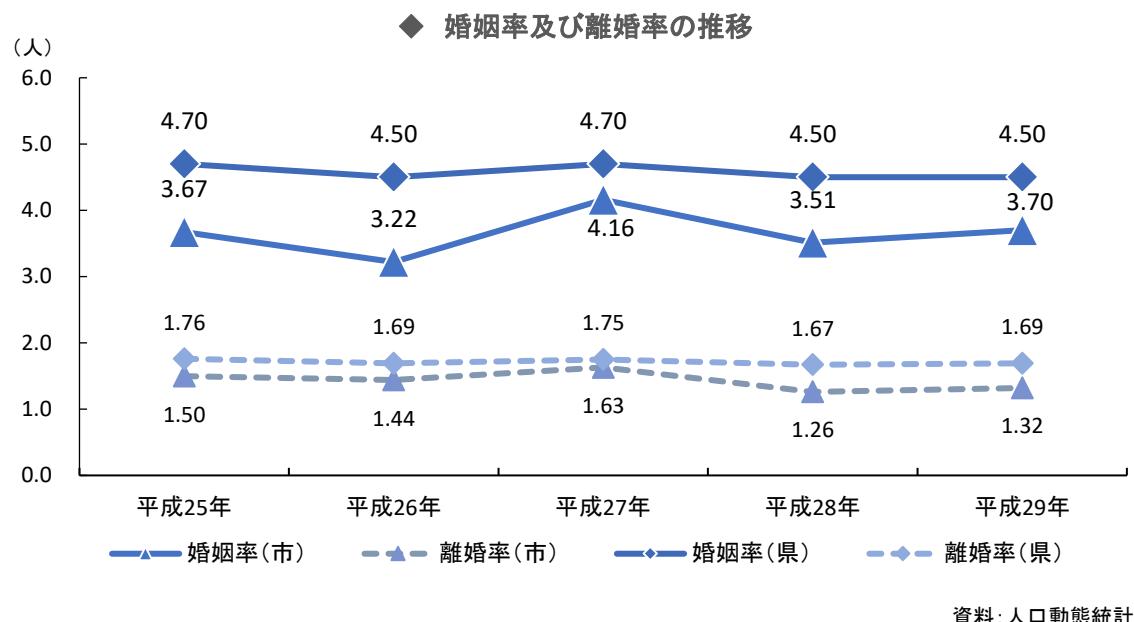


(3) 婚姻の状況

①婚姻率及び離婚率の推移

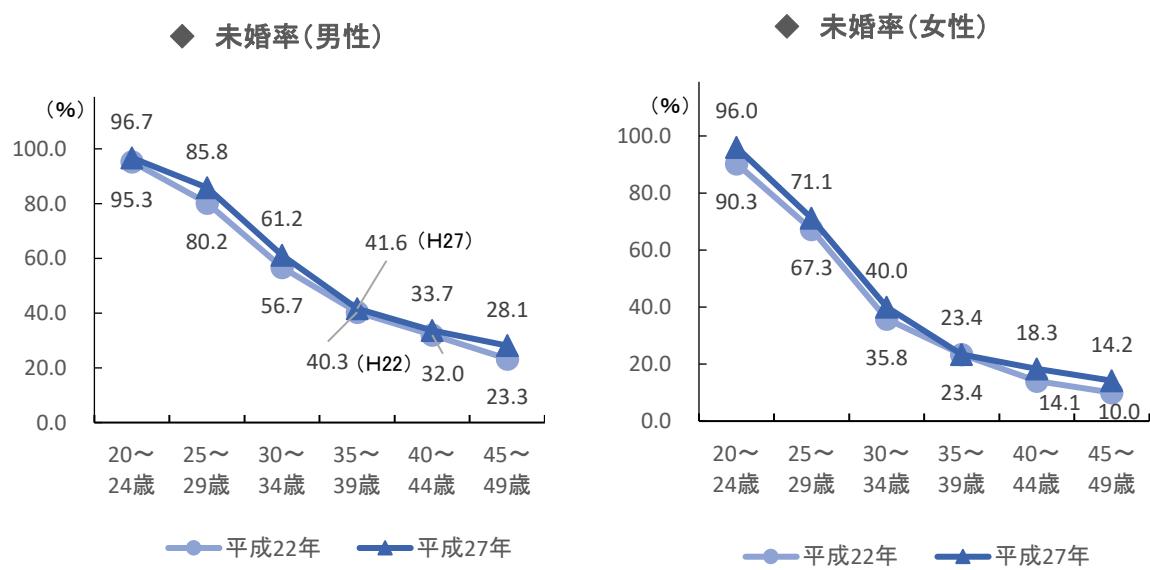
本市の婚姻率については、近年増減を繰り返し、平成29年現在で人口千人あたりの割合が3.70となり、県の4.50を下回っている状況です。

離婚率については、増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。



②未婚率の推移

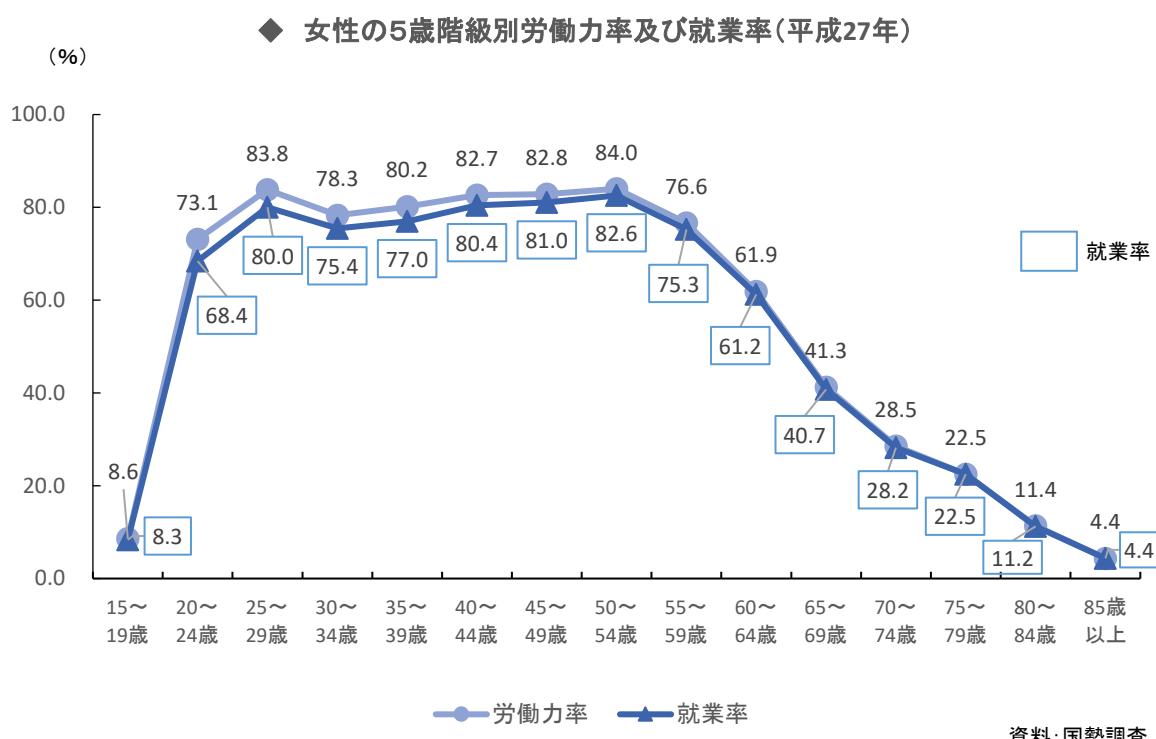
本市の20歳代から40歳代の男女の未婚率の推移は、平成22年と平成27年を比較すると、男女とも平成27年において未婚率がやや高くなっています。



(4) 女性の就労の状況

本市の女性における5歳階級別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）及び就業率（15歳以上人口に占める就業者の割合）は、全国的な傾向と同様、20歳代後半で最初のピークを迎え、結婚・出産期にあたる30歳代前半で一旦低下し、30歳代後半以降で再び上昇するM字カーブを描いています。

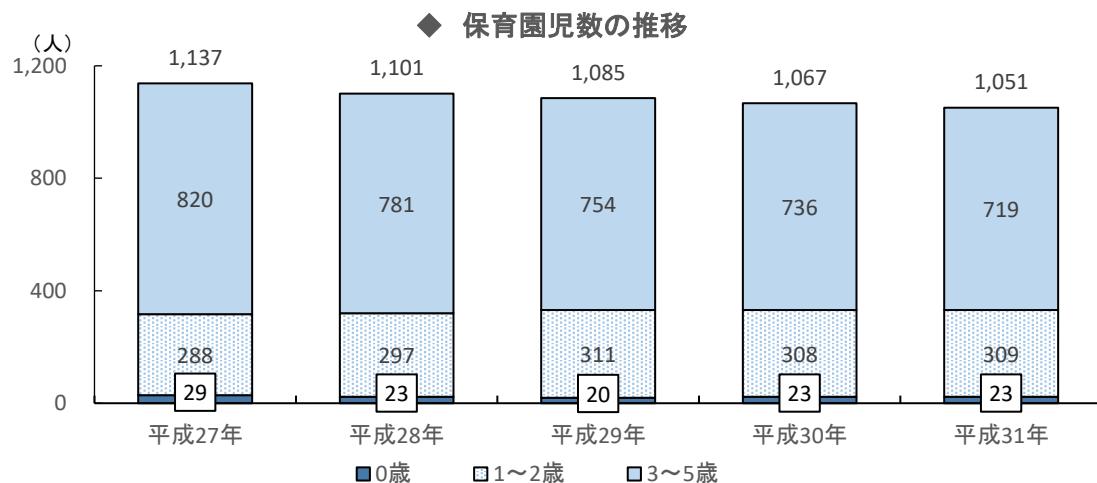
20歳代から30歳代後半において、労働力率と就業率のかい離が目立っており、働く状態にある女性の数に対し、実際に働いている女性の数が少なくなっていることがわかります。



2 子ども・子育て支援新制度に基づく支援サービスの状況

(1) 保育園の状況

保育園^{※1}の児童数は平成31年現在1,051人で、児童人口の減少に伴い、年々減少しています。しかし、年齢別にみると、3歳以上では減少しているのに対し、0～2歳では、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：子育て応援課（各年度4月1日）

(2) 各種事業の状況

①利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、連携等の総合的な支援を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数(箇所)	0	1	2	2	2
相談数(件/年)	—	134	3,220	4,311	3,275

②延長保育事業

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、保育園で子どもを保育する事業です。本市では、令和元年時点で延長保育を行っておりません。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人/年)	—	—	—	—	—

^{※1} 保育園：児童福祉法に基づく保育所を、北杜市では保育園と呼称しています。

③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労、疾病などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生までの子どもを保育する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録児童数(人)	548	665	737	711	715

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、保健師、看護師や子育て経験者等で研修を受けた者が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問件数(件/年)	214	197	198	213	203

⑤養育支援訪問事業

児童虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師等が連携しながら、継続して家庭訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実人数(人/年)	3	9	3	4	7

⑥地域子育て支援拠点事業

つどいの広場、子育て支援センターにおいて、子育ての相談や情報提供に対応し、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援する事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数(人/月)	2,161	2,295	2,062	1,373	1,445

* 令和元年度実績については、2月末までの実績値を平均して算出した数値

⑦一時預かり事業（保育園等）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間に保育園その他の場所で一時的な預かりを行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数(人/年)	133	260	200	190	56

⑧病児・病後児保育事業

保護者の就労等により、病児や病後児の世話を家庭で行うことが困難な場合に一時的に保育等を行う事業です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数(人/年)	6	38	43	74	27

⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する方（依頼会員）と、支援を行うことを希望する方（協力会員）が、会員となり助け合う組織です。本市では、会員同士の連絡調整を行う専門のアドバイザーを配置しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延べ利用者数(人/週)	2.1	7.6	9.1	7.4	7.3

* 令和元年度実績については、9月末の実績値を2倍して算出した数値

⑩妊婦健康診査事業

妊娠している方に対して、妊娠届出時に妊婦健康診査受診票・助成券（合計14回分）を交付し、医療機関への委託により妊婦健康診査を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診者数(人/年)	284	210	220	222	212
受診回数(回/年)	2,563	2,459	2,543	2,434	2,596

* 令和元年度実績については、9月末の実績値を2倍して算出した数値

資料：子育て応援課、ほくとっこ元気課



3 アンケート調査結果等からの課題

本計画の策定にあたり、子育てに関する課題を把握し整理するため、以下の取組を実施しました。取組により浮かび上がってきた子育てに関する本市の課題について示します。

- ① 子ども・子育て支援に関するアンケート実施（以下、「アンケート」という。）

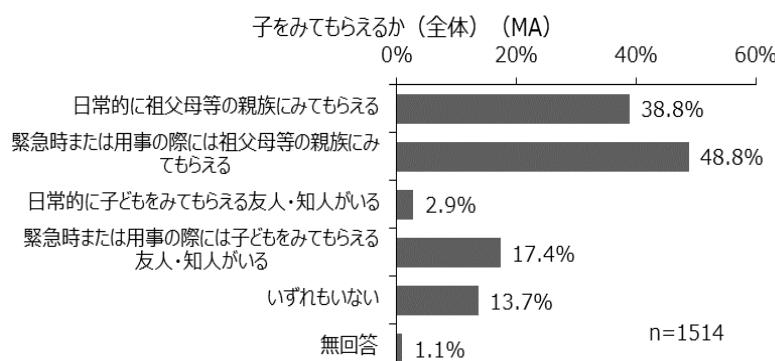
	内 容
調査対象者	未就学児の保護者 1,246 人（未就学児を末子に持つ全世帯） 小学生の保護者 1,044 人（小学生を末子に持つ全世帯）
調査方法	郵送による調査票の配付・回収
調査期間	平成 31 年 1 月 25 日 から 平成 31 年 2 月 15 日
回収数	未就学児の保護者 839 通（回収率 67.3%） 小学生の保護者 675 通（回収率 64.7%）

- ② 事業所ヒアリング実施（市内にてサービスを提供している保育園、放課後児童クラブ等）
- ③ 企業ヒアリング実施（市民を雇用している企業を中心に 6 件）
- ④ 市民ワークショップ開催（参加者 12 人）
- ⑤ 市役所内 第 1 期北杜市子ども・子育て支援事業計画において、施策・事業を開いた各課による事業検証

（1）日常・緊急時の対応支援

日常的（約 4 割）または緊急時（約 5 割）に祖父母等に子をみてもらえるとの回答が一定割合いるものの、「いずれもいない」との回答も 1 割以上いることから、日常・緊急時の対応支援が求められています。

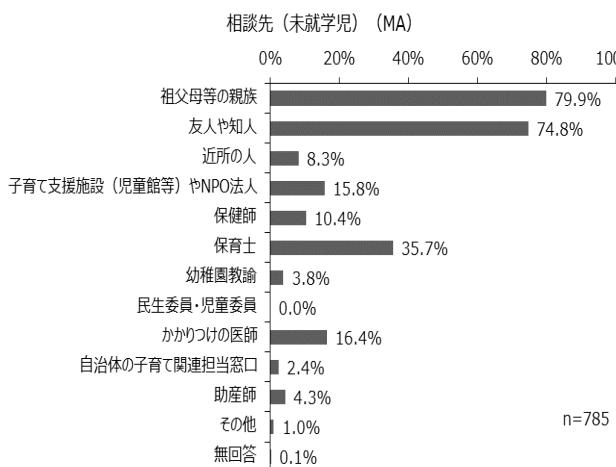
また、アンケート自由記載やワークショップでは、緊急時の子どもの預かり、病児・病後児保育の利用改善（利用しやすく）、保育園等の入園基準や入園時期の要件緩和など、「子どもの預かり」に関する支援を求める声が多数寄せられました。



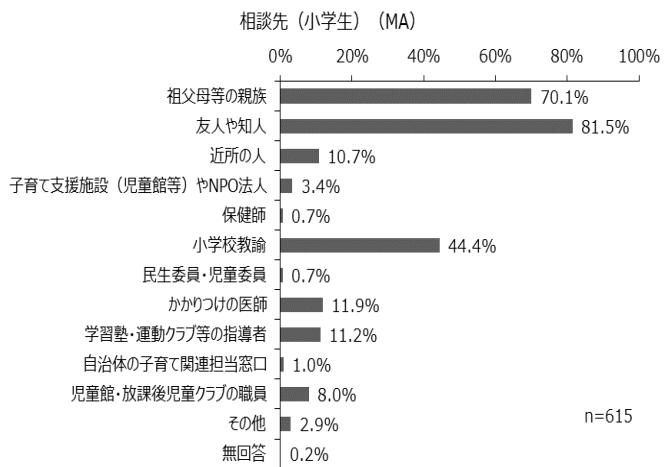
(2) 相談支援体制の確立

子育てに関する相談先としては、未就学児及び小学生ともに「祖父母等の親族」「友人・知人」の割合が7~8割と多数を占めています。一方で、アンケート自由記載やワークショップでは、「気軽に相談」できる場を求める声が非常に多く、相談支援体制の確立が求められています。

【未就学児】



【小学生】



(3) 遊び場の確保

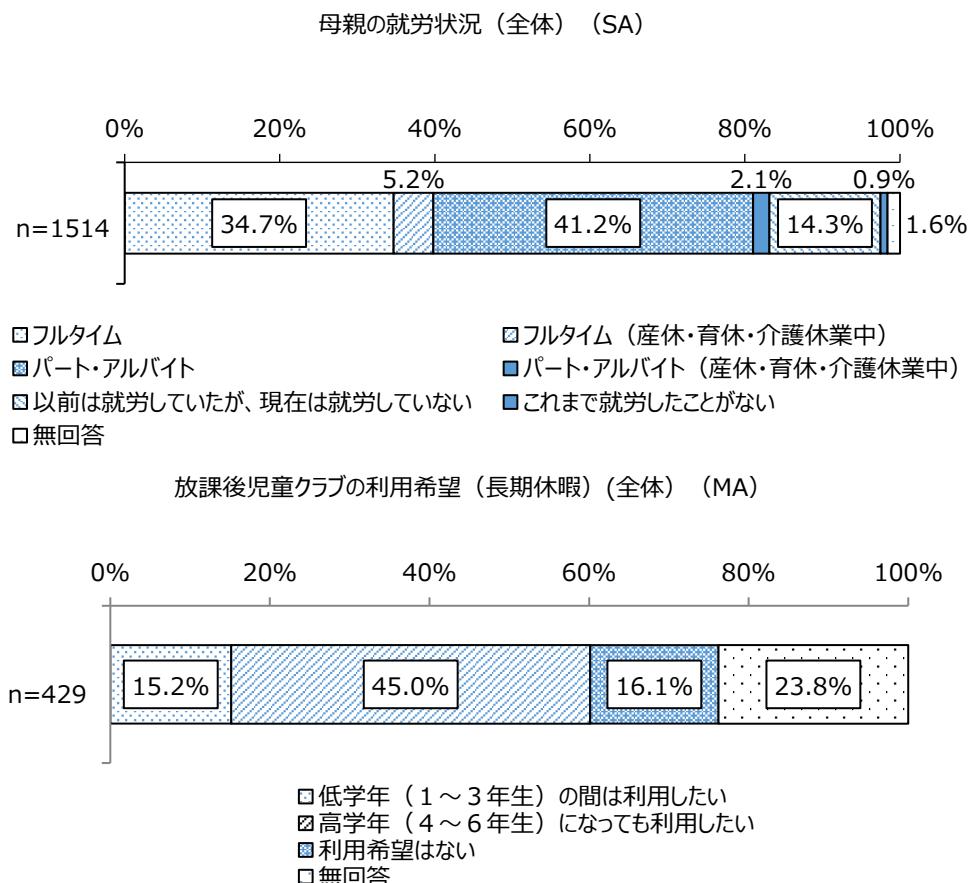
アンケート自由記載やワークショップでは、本市は自然環境に恵まれているものの、大きな公園がなく、近場で子ども達が元気いっぱい遊ぶことができる場を求める声が非常に多く寄せられました。また、アンケート自由記載から同年代もしくは多様な年代の子ども同士の交流とともに、親同士の交流の場を求める声が多数寄せられました。このことから、安全・安心に遊べる場の拡充が求められています。

(4) 医療機関の充実

アンケート自由記載では、小児科や産婦人科等、必要な時に身近にある「医療機関の充実」や医療費無償化等の「経済的支援」を求める声が多数寄せられました。このことから安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備が求められています。

(5) 放課後や長期休暇時の居場所づくり（小学生）

共働き世帯が大多数を占める中、小学生の放課後や長期休暇時の居場所として、放課後児童クラブへの期待が高まっています。開館時間の延長や利用要件の緩和等柔軟な受入れ体制及び子どもが安心して過ごせる居場所づくりが求められています。



（6）子育て全般について

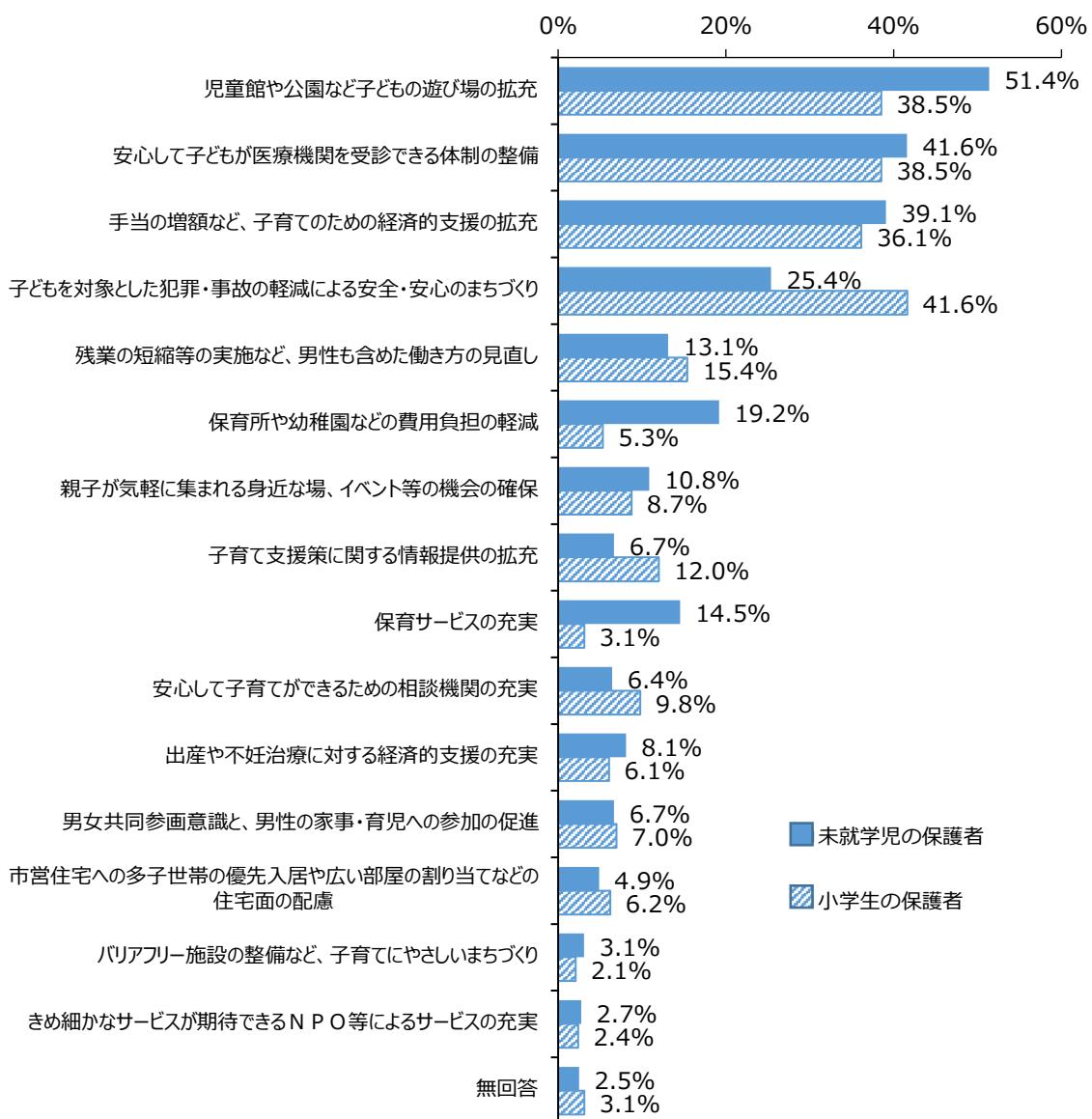
その他、寄せられた課題については以下のとおりです。

- ・本市ならではの環境で子育てができる「北杜市らしい子育て」
- ・多様化するライフスタイルに対応した「切れ目のない支援」
- ・全ての子どもに平等に支援が行き届く「支援制度の充実」
- ・広い市内における公共交通の充実を含めた「移動手段の確保」
- ・子どもの成長やレベルにあった教育内容の質の向上を目指した「保育・教育の質の向上と学習支援」
- ・子育て支援やイベント等に関する「情報提供」
- ・子どもが安心して暮らせる「環境整備」（通学路の歩道整備、防犯体制の確立）
- ・地元住民が子育てを支えたり、保育園や小学校等との連携強化による「地域ぐるみの子育て環境の整備」
- ・将来本市を支える親になる視点を取り入れた「親と子どもが共に成長していく環境の整備」
- ・地元の食材を積極的に取り入れる「食育の推進」

(参考) アンケート結果抜粋

問 北杜市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいですか

市に期待している子育て支援の充実 (MA)



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念及び基本的な視点

(1) 基本理念

本市ではこれまで、子育てしやすい魅力的なまちづくりをめざして、他市町村にさきがけ少子化対策や子育て支援に重点的に取り組んできました。

平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、国から提示された基本指針では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指しており、「子どもにとっての幸せ」という視点を強化し、すべての施策の中心に子どもを据えながら計画を推進していく必要がありました。そのため、平成27年度に策定した第1期北杜市子ども・子育て支援事業計画においても、「子どもの声が響くまちー北杜」として、幸せで楽しい子どもの声が至るところで響く地域づくりの推進を図ってきました。

第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画においても、本市のこれまでの取り組みや国の動向を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを継続します。このことから、障がい、疾病、虐待、貧困など、生まれ育った環境で子どもの現在と未来が左右されないよう、子どもや子育て世帯の置かれた状況や地域の実情に鑑み、本市の財産である豊かな自然環境と文化、地域住民のつながり、地域住民と行政とのつながり、中高一貫教育や独自の教育施策などの多くの資源を最大限に活用し、福祉と教育の垣根を越えた子育て支援の充実を図ることで、一人ひとりの子どもが健やかに育つことができる環境の実現を目指し、

基本理念として「**子どもの未来を拓くまちー北杜**」を掲げます。

本計画は、市の最上位計画である北杜市総合計画の子育て分野における中核を担う計画であり、地域福祉計画をはじめとする関連計画との調和を図っています。

子どもの未来を
拓くまちー北杜

(2) 基本的な視点

基本理念に基づき、本計画を具体的に推進していくため、第1期北杜市子ども・子育て支援事業計画に定めた視点の方向性を引き継ぎながら、本市の総合計画、総合戦略の方向性や明らかになった課題等を踏まえ、以下の9つを基本的な視点として定め各施策や事業に取り組みます。

- ①子どもの視点
- ②親子の絆づくりの視点
- ③次代の親づくりの視点
- ④サービス利用者の視点
- ⑤市民参画と地域社会全体による支援の視点
- ⑥全ての子どもと家庭への支援の視点
- ⑦子どもの権利保障と安全・安心の視点
- ⑧サービスの質の視点
- ⑨地域特性の視点



2 基本方針

本計画における基本方針を、以下のとおり定めます。

○愛で育むほくとっこ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

安心して妊娠・出産ができ、母子ともに健康で過ごせるよう、病気やケガの対応にも心配のない体制の整備に努めます。また、本市の豊かな自然環境のもと、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承、健全な食生活の実現をめざします。

○学び育つほくとっこ～保育・子育て支援サービスの充実～

子育てにおいて、ひとりの保護者に過度な負担がかかることなく、子どもと保護者が信頼関係を築き、ともに楽しい毎日が過ごせるよう支援の充実を図ります。また、育児に不安を抱える保護者等が孤立することがないよう、相談窓口の充実や情報発信を行い、子育てを安心して行える環境づくりを進めます。

○たくましく育つほくとっこ～生きる力を育む教育の推進～

本市の次代を担う子ども達が地域に愛着を持ち、将来に夢と希望を持って、心身ともに健やかに成長できる環境の実現をめざします。また、情報化が進む社会において、その利便性を最大限に活用しながら、同時に子どもが犯罪等の情報化の影の部分に巻き込まれないよう情報化教育を推進します。

○守り育むほくとっこ～子どもの権利保障と安全・安心の実現～

本市に住む全ての子どもが、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という4つの権利が保障され、安全に自分らしく暮らせるよう、子どもの視点に立った環境と生活基盤の整備を進めます。

○みんなで育むほくとっこ～地域の特性を生かした子育ての推進と子ども・子育てにやさしい地域づくり～

恵まれた自然環境と文化の中で、地域に住む多くの人に見守られ、共に助け合いながら安心して子育てができる環境を実現するとともに、すべての人が心から住み続けたいと思えるまちづくりに努めます。

3 施策の体系



※同一の施策を複数の基本方針で取り扱う場合には、従たるものに「(再掲)」を表示しています。

第4章 基本施策の展開

1 愛で育むほくとっこ～母子保健・医療体制ネットワークの充実～

(1) 母子の健康の確保



現状と方向性



母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。とりわけ妊娠・出産期における母体の健康管理、安定した精神状態の確保は、胎児への影響が大きいため、重要な課題となっています。また、近年は少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、さらには生活様式や価値観の変化等を背景に、母親の育児不安や児童虐待、不妊症など、母子を取り巻く新たな健康課題も生じてきています。

本市では、産婦や乳児への訪問指導のほか、妊娠届時や母子健康手帳交付時に保健師等による面接指導を行っています。若年妊娠や養育環境が整わない中での妊娠出産、高齢初産など、さまざまなリスクを伴うケースが増えてきており、保健・医療機関との更なる連携が求められています。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすために、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊娠婦や子育て中の保護者を切れ目なく継続的に見守り、支える総合的な相談支援体制等の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、子どもが安心して医療が受けられる体制の強化も引き続き行なっていきます。

施策の展開

①妊娠・出産への支援の充実

妊娠期を健やかに過ごして、安心して出産・育児を迎えられるように、生活指導や栄養指導、精神面のケア、同じ年に生まれる子を持つ親同士の交流促進など、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組むとともに、不妊に悩む夫婦への妊娠に向けた支援を行います。

②乳幼児の健康管理の支援

子どもの健やかな成長と親の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達や健康状態の把握に努め、疾病の予防や早期発見・早期対応ができるように努めます。

③育児に関する保健指導、相談の充実

出産後の家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報を提供するなど、地域で安心して子育てができるよう支援します。また、乳幼児健診等の機会に、子育てに対する不安が軽減できるよう相談を実施するとともに、発育・発達の問題の早期発見・早期支援を実施します。さらに、北杜市子育て世代包括支援センター内に利用者専門支援員を配置し、相談や情報提供に加え、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように関係機関との連絡調整を行います。

④小児医療の充実

子どもがいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、医療費の助成による経済的負担の軽減や、特定の疾患の治療を受けている子どもへの日常生活用具の給付に加えて、市内及び広域での医師会、関係医療機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備・情報提供、産婦人科と小児科の開業支援など、小児医療の充実を図ります。

⑤食育の推進（再掲）

北杜市食と農の杜づくり推進計画における取り組みと連携し、乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、本市の豊かな自然を活用した「食」を通じて子どもの豊かな人間形成を育むとともに、子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。



2 学び育つほくとっこ～保育・子育て支援サービスの充実～

(1) 子どもの年齢に応じた支援サービスの充実



現状と方向性



就労意向の増大や就労形態、生活スタイルの多様化、また近年の外国人居住者の増加など、子育て支援サービスに対するニーズが多様化する中で、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発も必要です。

本市では市立保育園10園（内分園2園）と保育園型認定こども園3園、病児病後児保育園1園、私立保育園1園、私立保育園型認定こども園1園、家庭的保育施設1施設、事業所内保育施設2施設が運営されています。このほか就労等により家庭に保護者が不在の小学1年生から6年生を預かる場として放課後児童クラブを13か所設置するなど、多様な教育・保育事業を展開しています。また、障がいのある子どもを含め、発達の状況により手助けが必要な園児のいるクラスには職員を加配し受け入れを行うなど、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりに努めています。

今後とも、これら子育て支援環境の充実に努め、多様化する子育て支援サービスのニーズに対して、子どもの年齢に応じた支援の充実を図ります。

施策の展開

① 就学前教育・保育サービスの充実

保護者が安心して子育てができると同時に、子どもが健やかに社会の中で育まれるよう、利用者の視点に立った就学前教育・保育サービスの充実に努めます。また、福祉部と教育委員会が連携して、子どもの生活習慣の見直しや問診、心理相談等を実施し、就学に向けた準備を支援します。

② 保育施設の整備、運営の充実

防災や防犯などの安全面に配慮した施設整備及び維持管理を計画的に進めるとともに、保育ニーズに応えられるよう人材の確保・育成や保育園間の交流・情報共有を図るなど、子どもにとって適切な保育環境の充実を推進します。

③ 子育て支援サービスの充実

在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分に踏まえ、地域における子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減を図ります。

また、多様化する子育て支援サービスのニーズに今後とも応えられるよう、子どもの発達段階に応じた新規事業についても検討を進めます。

(2) 子育てに関する相談体制及び情報提供の充実



現状と方向性



地域との関わりの希薄化や核家族化の進行、
地域の子育て力の低下などにより、身近に相談
できる相手が少ない状況などから、子育てへの

不安全感・孤立感が増加しています。また、多様化する生活スタイルの中で、相談内容についてもより複雑化・多様化しています。

安心して子育てできる環境づくりを進めるためには、育児に不安を抱える全ての保護者が気軽に相談できる環境が不可欠です。各相談窓口においては、関係機関との連携を図るとともに、電話での相談対応などを通じた支援体制のさらなる整備・拡充に加え、相談に対応する職員の確保や専門性の向上等を図ります。さらに、地域においてはママサークル等の子育てサークルをはじめ、地域委員会や愛育会等の多様な地域組織が子育て家庭を支える活動に取り組んでいます。

子育てや家庭教育に関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や一人ひとりの個性に応じて内容が異なります。そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信の充実を図ります。

施策の展開

①子育てに関する相談体制及び情報提供の充実

育児に関する情報提供や育児の精神的負担の軽減、子どもへのケアの充実を目指した、育児・教育の相談窓口を充実させ、必要な人に適切に利用されるよう体制づくりに努めます。

平成29年には、母子保健事業と子育て支援を一体化した、子育て世代包括支援センターを北杜市保健センターに開設し、子育てに悩みや不安を抱えている保護者に、妊娠期から子育て期の各ステージを通じ、切れ目ない支援の提供を実施しています。

また、情報提供に関しては各種イベントや市政の情報のほか、災害・防犯など緊急時の情報提供を行うために、子育てガイドブックやソーシャルメディアの活用、ホームページの運営及びCATVの活用等による、さらなる情報提供体制の充実を図るとともに、減災力の強いまちづくりを推進します。

②子育て支援施設の整備、運営の充実

親子が気軽に集い、交流ができる子育て支援の拠点となる新たな複合施設の設置や公園について検討し、整備します。

また、既存の地域子育て支援施設の更なる有効活用の検討を行い、親子の交流を促進します。

3 たくましく育つほくとっこ～生きる力を育む教育の推進～

(1) 生きる力を育む教育（原っぱ教育）の推進



現状と方向性



近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社会経済情勢などを背景に大きく変化しています。そうした中で、子どもたちはさまざまな支援やサービスを受け、守られる側面もある一方で、主体性やコミュニケーション能力の低下、自己肯定感の希薄化、インターネットを介したいじめなどの問題が指摘されています。

のことから、子どもが新しい時代を切り拓き生きていくためには、幾多の困難に打ち勝つ精神と実行力を持った、たくましい人間に育つことが必要であると考え、原っぱ教育を提唱し、推進しています。

学校においては、自然や文化など、本市ならではの子どもの教育に資する地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した教育をはじめ、ライフステージを通じた体験活動の充実や、スポーツ活動等により、子どもたちが自分らしくいきいきと過ごしていける学習環境の整備に取り組んでいます。

このほか、放課後子ども教室では、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、自己の形成が図られるよう、地域住民の協力を得て、放課後における子どもたちの居場所を創出するとともに、体験機会の提供や自立を促す活動を展開しています。

また、子どもたちが容易にデジタルデバイスやインターネットに触れる環境が整っていることから、子どもたちはもとより、保護者・教職員をはじめ、子どもたちを保護・教育・指導する立場にある人々についても、安全な利用に関する教育や啓発に努めます。

施策の展開

①ライフステージを通じた教育・体験機会の提供

子どもたちが、主体性や社会性、自己肯定感を育み、自分らしく過ごす中で自己形成が図られるよう、地域や他の国の人々、地域社会と積極的にかかわり合うための機会や場を提供するなど、ライフステージを通じた取り組みを推進します。

②思春期保健対策の充実

次代の親となる子どもと保護者に対して、生命の尊さへの理解を深めるための性教育や健康についての教育指導を進めるなど、思春期の子どもの心と身体の問題に対して、家庭、学校、保健・医療など地域で連携して健全な育成に努めます。

③子どもの体力づくりやスポーツ活動の促進

子どもの体力づくりや身体を動かす環境づくりを行うため、屋外での遊びやスポーツの機会を保護者や学校、地域で積極的に確保します。また、アスリートとの交流やスポーツに関する先進的な知識の習得、心身の健全な発達を目指した学校給食における給食費の一部補助に取り組みます。

④郷土の自然・芸術文化等に関する学習支援（再掲）

本市の自然を通じて環境を大切にする心や、芸術・文化に触れて地域を大切にする心を育みます。また、地域の大人との交流の中で自らも地域の一員であることを認識するなど、子どもたちの主体性や社会性、自己肯定感を育み、自己形成を促します。

⑤不登校・いじめ防止対策の推進

児童や生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校、地域、児童の家族等の関係者と連携し、いじめ防止のための対策を推進します。

また、平成31年度より、不登校となった児童や生徒の学校復帰を支援し、社会的自立を図ることを目的として、教育支援センターを設置し、適応指導や相談業務に取り組んでいます。

⑥教育の情報化の推進

情報化は、ＩＣＴの進展や情報格差問題、ビッグデータ活用の黎明期を経て、新たな段階に入っています。情報は、知ることや利用するために得るものから、様々な情報の組み合わせや、個人の感性と技術を加えることで新しい価値を創造するための素材として捉えられる時代になっています。

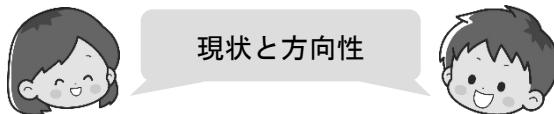
これから時代を生きる子どもには、情報活用の実践力、科学的な理解、情報社会に参画する姿勢など身に着けるべき能力が多岐にわたることから、より一層の情報教育を進めます。

また、情報化の影の部分であるインターネット上の誹謗やいじめ、犯罪、権利の尊重などの情報モラル教育の推進に加え、情報機器の使用による健康との関わりについても、発達段階に応じた教育に努めます。

なお、これらの情報教育を支えるＩＣＴ環境の整備についても、平成29年3月に策定された北杜市立小中学校教育情報化整備計画に基づき整備を図ります。

4 守り育むほくとっこ～子どもの権利保障と安全・安心の実現～

(1) すべての子どもが等しく成長できる環境づくり



児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は子どもの基本的人権を国際的に保障するため定められた条約で、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」という子どもの4つの権利を守ることとされています。「子どもの最善の利益の確保」は、大人の責務として定めるものであり、「児童虐待の防止等に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」などの法制度が整えられてきたものの、虐待やいじめ、不登校等の顕在化、相対的貧困率^{※2}の悪化等、依然として子どもたちは自分らしく生きる権利が脅かされている状況にあると言えます。

また、合計特殊出生率の割合の低下や子育てに対する不安の一因には、教育や医療にかかる費用などの経済的な負担感にあるといわれています。特に子どもが小さい間は、親も若く世帯の収入も比較的少ないことからも、子育て世帯への経済的支援が必要とされています。

児童の権利に関しては、本市では、家庭児童相談室や母子自立支援員、青少年カウンセラーなどを中心に、各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもや、その家族からの相談に対応するための体制の整備の充実を図ります。

また、ひとり親や障がい、親の国籍など、生まれ育つ環境に左右されず、すべての子どもたちが尊重されるべき権利の主体として自分らしく生活していくよう引き続き環境の整備を図るとともに、子どもたちの基本的人権が侵害される場合には、未然防止や早期発見に努めることはもとより、自ら安心して支援や救済、保護、回復を求めることができる体制の強化を図ります。

さらに、子育て世帯における経済的負担を軽減し、本市に住む全ての子育て世帯が安心して子育てができるよう、支援の充実を図ります。

施策の展開

① 児童虐待防止対策の推進

子どもへの虐待を未然に防止するため、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、支援を必要とする家庭には、早期発見と早期対応により、各種関係機関と連携しながら、適切な支援及びフォローが行える体制のさらなる強化を推進します。

^{※2} 相対的貧困率：世帯収入から子どもを含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額（中央値）の半分（貧困線）に満たない人の割合。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線に届かない人の割合を指します。

②障がい児支援の充実

国の法制度等の改正に対応しながら、障がいの多様化や障がいのある子どもの増加を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも生活していくよう、保護者も含め一人ひとりに合った支援の充実に努めます。

③ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、保護者の就労、住居の確保、子どもの養育などさまざまな困難に直面するケースが多いことから、国や県との連携のもと、子どもの保護と世帯の自立に向けた支援を行います。

④子育て世帯への経済的支援の充実

経済的な支援を必要とする子育て世帯に対し、制度に従い、必要な支援を実施します。また、本市の子育て世帯の経済的負担が軽減され、安心して子育てができるよう各種支援について検討を行い実施します。

(2) 子どもの安全の確保



現状と方向性



子どもや子育て家庭が、犯罪や事故、災害等の危険性がなく安心して暮らせるまちを実現することは、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間へとつながります。

しかし、近年、東日本大震災を始めとし、熊本県、大阪府、北海道等を中心として起こった大地震やゲリラ豪雨、大型台風など災害が多発しており、子どもの安全を守る環境整備は急務となっています。また、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれたり、子どもたち自身が非行に走ることや、犯罪の加害者になる可能性が生じる不安や危険性、有害環境等が身近に潜んでいます。

本市では、自主防犯団体が警察等の関係機関と連携し、地域全体で子どもたちの安全と安心を見守る取り組みを進めているほか、さまざまな学習機会の提供や教室の開催、各種関係機関の連携や情報共有等により、子どもの安全確保の取り組みを進めています。

生まれ育つ環境を自ら選択できない子どもたちが、この地域に愛着をもち、いずれは家庭を築いていくよう、子どもや子育て家庭が、安全・安心に生活できる環境整備の充実を図ります。

施策の展開

①安全及び防犯対策の強化

子どもが安心して登校でき、安心して遊べるように、交通安全施設等のインフラ整備を進めます。

また、子どもが犯罪等に巻き込まれないように、保護者や学校の取り組みはもとより、警察・家庭・地域・関係機関の連携を促し、防犯対策の推進に努めます。

②安全教育の推進

子どもを交通事故から守るとともに、交通安全意識を高めるため、専門交通指導員を配置し、通学路での指導や交通安全教室を開催します。また、子どもの日常生活における事故を防止するために、相談窓口やイベント等を活用し保護者の安全意識の向上に向けた啓発活動を推進します。

③子育てに関する相談体制及び情報提供の充実（再掲）

育児に関する情報提供や育児の精神的負担の軽減、子どもへのケアの充実を目指した、育児・教育の相談窓口を充実させ、必要な人に適切に利用されるよう体制づくりに努めます。

平成29年には、母子保健事業と子育て支援を一体化した、子育て世代包括支援センターを北杜市保健センターに開設し、子育てに悩みや不安を抱えている保護者に、妊娠期から子育て期の各ステージを通じ、切れ目ない支援の提供を実施しています。

また、情報提供に関しては各種イベントや市政の情報のほか、災害・防犯など緊急時の情報提供を行うために、子育てガイドブックやソーシャルメディアの活用、ホームページの運営及びCATVの活用等による、さらなる情報提供体制の充実を図るとともに、減災力の強いまちづくりを推進します。



5 みんなで育むほくとっこ～地域の特性を生かした子育ての推進と子ども・子育てにやさしい地域づくり～

(1) 地域の特性を生かした子育ての推進



現状と方向性



長い日照時間、清らかな水、澄んだ空気、肥沃な大地、豊富な森林環境等の豊かな自然、縄文時代から育まれてきた重厚な文化、地域に住む幅広い人材など、恵まれた地域資源を最大限活用し、本市に住むからこそ得ることができる原体験や実体験を重視した教育や、異年齢や地域の人々との交流を推進することで、ふるさとを愛し、心身共にたくましく、思いやりのある人づくりを通じ、未来の本市を支える人材の育成を目指します。

施策の展開

①食育の推進

北杜市食と農の杜づくり推進計画における取り組みと連携し、乳幼児期から望ましい食習慣を定着させ、本市の豊かな自然を活用した「食」を通じて子どもの豊かな人間形成を育むとともに、子どもの発達段階に応じた正しい「食」に関する指導や情報提供を推進します。

②郷土の自然・芸術文化等に関する学習支援

本市の自然を通じて環境を大切にする心や、芸術・文化に触れて地域を大切にする心を育みます。また、地域の大人との交流の中で自らも地域の一員であることを認識するなど、子どもたちの主体性や社会性、自己肯定感を育み、自己形成を促します。

③保・小・中・高による連携・交流の促進

保育園・幼稚園等の就学前教育・保育施設と小学校教育との接続は、本市ならではのきめ細かい教育の継続には欠かせません。課題を共有し、一人ひとりの子どもに合った教育の充実を図ります。また、本市は県下で唯一、中学校・高校の一貫の学校を有していることから、それぞれの連携を図り、交流を促進することで、それぞれの特徴に即した教育の推進を図ります。

(2) 地域で子育てを支える仕組みづくりの推進



現状と方向性



就労意向の増大や就労形態、生活スタイルの多様化、また近年の外国人居住者の増加など、子育て支援サービスに対するニーズが多様化する中で、子育て家庭が孤立することなく、本市で安心して子育てできる環境を整備することは、未来の本市をつくる上でも重要です。子育てる親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められています。

本市では、妊婦からはじまり、出産、子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、行政と地域社会が連携しながら、切れ目のない支援を実施しています。親の学びの支援、子どもの健全な発達のための質の高い教育環境の整備、本市の豊富な地域人材の活用などを図り、行政、地域社会、民間企業等が連携して支え合い、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図ります。

施策の展開

①市民参画と交流・連携による地域づくり

未来の本市を支える人材を、本市に関わる全ての人で育て、支えるという意識のもと、地域住民、企業、団体、行政が連携をして子育て支援および子育て応援の充実を図ります。

②子育て支え合い活動への支援

地域で一体となって子どもの養育に関わることのできる体制づくりを行うため、地域で展開されている子育ての支え合い活動や子育てネットワークへの支援を進めます。また、支援や応援を受けた保護者や子どもが、やがて地域活動への積極的な参加や地域における子育てを応援するという好循環が確立されることを目指し啓発活動に取り組みます。

③仕事と子育ての両立支援

子育てにかかる負担がひとりの保護者に偏ることなく、仕事と子育てを両立し、家族の大 全員が子育てに積極的にかかわっていけるよう、保育環境の充実に加えて、意識啓発や労働環境に関する働きかけを行います。

④妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくり

子どもや子育て家庭はもとより、地域住民全体がゆとりや安心感をもって生活できる都市空間の形成に向け、安全かつ快適に過ごせるよう、道路環境や公共施設、子育て支援住宅、公園等の充実に努めます。

第5章 子ども・子育て支援新制度に基づく対応

1 見込み量及び確保の内容について

本計画では、国の設定する教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、平成31年1月に実施したアンケート調査の結果等を用い、国の指針に沿って提供区域と量の見込みを設定し、これを踏まえた上で、事業の「量の見込み」や具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めます。

(1) 前提となる事項

子ども・子育て支援制度のもとでは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。また、給付に関して、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上	3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利 用 設 能	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	○	×
	保育園	×	○	○
	地域型保育事業	×	×	○

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像**◇子ども・子育て支援給付****施設型給付**

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育園

地域型保育給付**○小規模保育**

(定員は6人以上19人以下)

○家庭的保育

(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)

○居宅訪問型保育

(子どもの居宅等において保育を行う)

○事業所内保育

(事業所内の施設等において保育を行う)

◇地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリー・サポート・センター事業
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫副食費等の補足給付事業

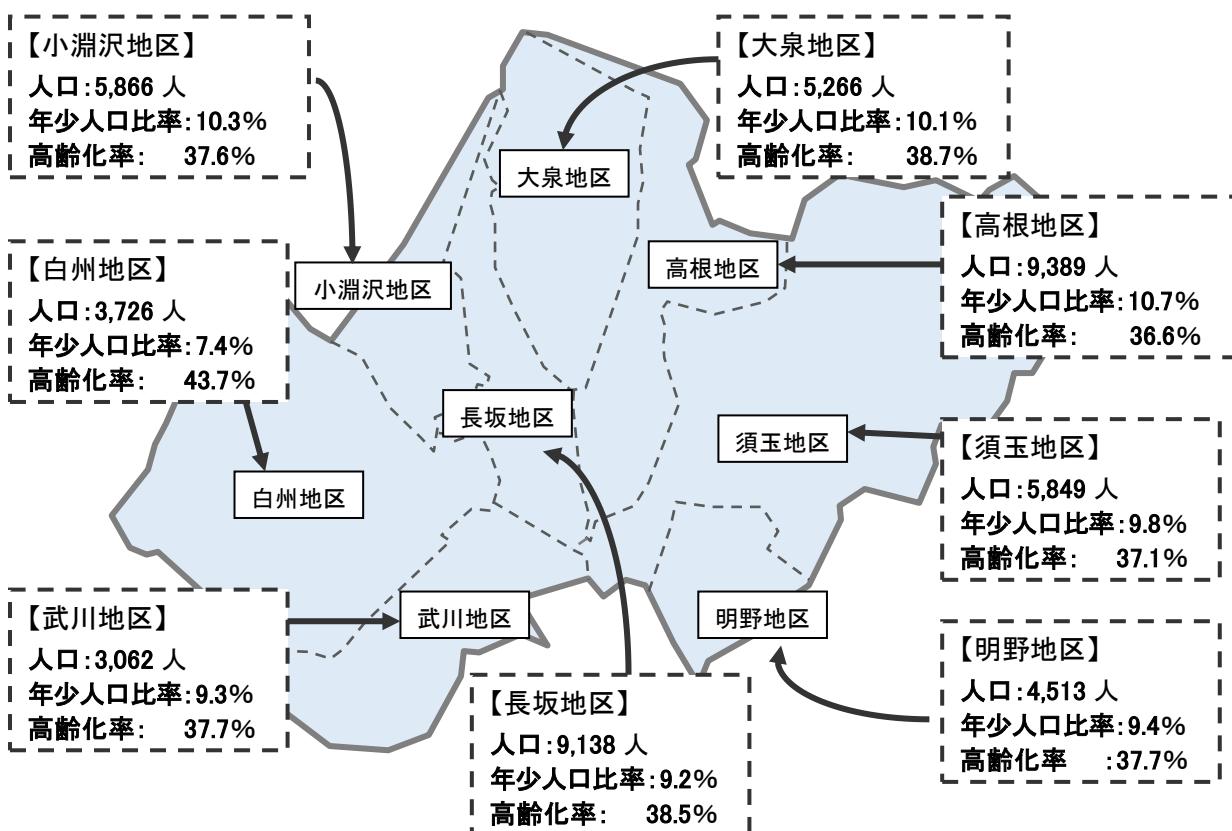


(2) 教育・保育の提供区域の設定

国の基本指針では、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」という。）」を定めることとなっています。また、提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、児童人口の推計や市の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業を除く）は市全体を1つの提供区域として、放課後児童健全育成事業は小学校区に基づく8区域を提供区域として設定することとします。

なお、上記のように提供区域を定めつつも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ります。



資料：住民基本台帳（令和元年9月末現在）

2 子ども・子育て支援事業に係る見込み量の推計方法

(1) 見込み量の推計方法

幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてアンケート調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と「確保方策等の設定」の流れは、次のとおりです。

○教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保方策を定めます。

○家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのアンケート調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

○各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、アンケート調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査事業）については、アンケート調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。

○量の見込みの推計＝推計児童人口×家庭類型×事業の利用意向＋利用実績による調整

計画期間（令和2年度から6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることによって、各事業の量の見込みを設定します。

○量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するか、どのような供給体制を確保するかについて、アンケート調査の自由記載やワークショップ、ヒアリングからの意見を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

3 教育・保育事業

(1) 事業の概要

保育園とは

保育園は、就労等などのために家庭で保育できない保護者に代わって児童を預かり保育する施設です。

現在、本市では市立保育園10園（内分園2園）と保育園型認定こども園3園、病児病後児保育園1園、私立保育園1園、私立保育園型認定こども園1園、家庭的保育施設1施設、事業所内保育施設2施設があります。

教育・保育給付認定とは

保育園の利用は個人への給付制度であり、子どもの年齢や保護者の就労の状況により認定は5つに区分されます。

区分	保育必要量	対象等
1号認定	教育標準時間	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合、1日4時間を標準に施設を利用することができます。
2号認定	保育標準時間	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合、1日最大11時間の枠を利用できます。
	保育短時間	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合、1日最大8時間の枠を利用できます。
3号認定	保育標準時間	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合、1日最大11時間の枠を利用できます。
	保育短時間	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由（注釈）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合、1日最大8時間の枠を利用できます。

（注釈）保護者の就労や病気など、家庭において保育ができない事情

2号及び3号の教育・保育給付認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

※「保育標準時間」は、1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用（フルタイム就労を想定）。保護者の就労の場合、1か月当たり120時間以上の労働で認定。

※「短時間保育認定」は、1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用（パートタイム就労を想定）。保護者の就労の場合、1か月当たり48時間以上、120時間未満の労働で認定。

<提供体制、確保策の考え方>

既存の地域の保育園を活用する中で、保護者のニーズを的確に捉え、保育園の運営に活かします。また、安全・安心な保育園運営を図るため、保育士の確保に努めるとともに、多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図るため、民間活力の活用についても検討します。

<教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容>

本市には、幼稚園が存在しないため、4園の認定こども園において教育部門の受入を行っています。

※子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育の無償化について

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に係る規程が整備されました。

「子どものための教育・保育給付認定」とは別に、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業などの利用への新しい給付制度として「子育てのための施設等利用給付認定」が創設されました。

無償化に伴う新たな認定は以下のとおりです。

新制度の認定区分

クラス年齢	保育の必要性	認定区分 ^{※3}	施設区分	保育料	預かり保育料	
3～5歳	なし	新1号	幼稚園(未移行園)	無償	有償	
		1号	幼稚園(移行園)			
			認定こども園(教育)			
		一	認可外保育施設等	有償	—	
	あり	新2号	幼稚園(未移行園)	無償	無償	
			認可外保育施設等		—	
		1号＋ 新2号	幼稚園(移行園)		無償	
			認定こども園(教育)		—	
		2号	認定こども園(保育)	—	—	
			保育園			
0～2歳 (満3歳 ^{※4})	なし	新1号	幼稚園(未移行園) ^{※4}	無償	有償	
		1号	幼稚園(移行園) ^{※4}			
			認定こども園(教育) ^{※4}			
		一	認可外保育施設	有償	—	
	あり	新3号	幼稚園(未移行園) ^{※4}	無償 (新3号は非課税世帯に限る)	無償	
		1号＋ 新3号	幼稚園(移行園) ^{※4}			
			認定こども園(教育) ^{※4}			
		新3号	認可外保育施設	無償 (非課税世帯に限る)	—	
		3号	認定こども園(保育)			
			保育園	有償/非課税世帯は無償		
			小規模保育事業 事業所内保育事業 等			

※3 子どものための教育・保育給付認定：1号、2号、3号

子育てのための施設等利用給付認定：新1号、新2号、新3号

※4 満3歳になった日から給付対象となる

(2) 事業の確保量

		令和2年度					令和3年度									
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号						
		3-5歳 教育 ※5	3-5歳 教育 ※5	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育					
①量の見込(必要利用定員総数)		47	26	634	124	342	46	25	625	120	342					
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)	47	26	634	120	335	46	25	625	116	335					
	特定地域型保育事業				4	7				4	7					
②-①		0		0	0	0	0		0	0	0					
		令和4年度					令和5年度									
		1号	2号	2号	3号		1号	2号	2号	3号						
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育	3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育					
①量の見込(必要利用定員総数)		46	25	607	117	320	47	24	587	113	310					
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)	46	25	607	113	313	47	24	587	109	303					
	特定地域型保育事業				4	7				4	7					
②-①		0		0	0	0	0		0	0	0					
		令和6年度					単位:人									
		1号	2号	2号	3号											
		3-5歳 教育	3-5歳 教育	3-5歳 保育	0歳 保育	1-2歳 保育										
①量の見込(必要利用定員総数)		46	23	569	109	301										
②確保の内容	特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)	46	23	569	105	294										
	特定地域型保育事業				4	7										
②-①		0		0	0	0										
提供体制、確保策の考え方	既存の地域の保育園を活用します。															
教育・保育事業の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容	本市には幼稚園が存在しないため、3園の認定こども園において教育部門の受入を行っています。															

※5 幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 事業の概要

①利用者支援事業
子育て家庭や妊産婦が、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、連携等の体制作りを行うものです。 現在、本市では、基本型と母子保健型を開設し、妊娠・出産期から子育て期にわたり総合的な相談支援を提供できるよう、利用者支援専門員や保健師、助産師、臨床心理士等を配置し事業等を行っています。
②延長保育事業
保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、保育園で子どもを保育する事業です。
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
保護者が就労、疾病などの理由で、放課後や夏休みなどに保護者が家庭にいない小学校1年生から6年生までの子どもを保育する事業です。集団生活や遊びをとおして健全育成を図るとともに、保護者が安心して働くことができる環境の提供を目的としています。現在、放課後児童クラブは、市内の全小学校区をカバーしており、13ヶ所（15単位）で事業を実施しています。年間の利用登録者は700人程度です。
④子育て短期支援事業
保護者が疾病等の理由により児童の保育が一時的に困難となった場合に、7泊以内を限度として養育・保護を行う事業です。
⑤乳児家庭全戸訪問事業
生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に対し全戸訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握し、支援の必要な家庭に対して助言及びサービス提供を行います。乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的にしている事業です。
⑥養育支援訪問事業
養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、負担を軽減することで安心して子育てを行えるようにする事業です。
⑦地域子育て支援拠点事業
概ね3歳未満の乳幼児と保護者が身近な場所で気軽に交流を行い、自由に遊びながら情報交換できる場所の提供をし、子育てについての相談・情報提供、助言等を行う事業です。 現在、本市では4箇所の「つどいの広場」と、認定こども園3箇所に設置する「子育て支援センター」において実施しています。
⑧一時預かり事業（一時保育）
保護者の就労等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、各種施設で一時的に預かり保育を行う事業です。

⑨病児・病後児保育事業
保護者の就労等により、病児や病後児の世話を家庭で行うことが困難な場合に、一時的に保育等を行う事業です。
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
育児の支援を依頼したい人と、育児を支援できる人を会員として登録し、通園・通学や習い事の送迎、一時的な預かりなどの相互援助が可能となるようにマッチングを行う事業です。
⑪妊婦健康診査事業
妊娠の健康保持及び増進を図り、健全な出産に向け、定期的に健康管理のため必要に応じた医学的な検査として実施される妊婦一般健康診査に対して助成する事業です。
⑫副食費等の補足給付事業（副食費等の施設による徴収に係る補足給付事業）
各施設事業者によって実費徴収を行うことができることとされている、食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得者を対象に費用の一部を補助する事業です。

（2）事業の確保量

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1)利用者支援事業 単位: 実施箇所数 (箇所)	①量の見込	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	平成29年度の新たな子育て世代包括支援センター開設に伴い、母子保健事業、栄養指導、子育て支援事業を一体的に行い、子育てに悩みや不安を抱えている保護者に、妊娠・出産・子育て期の各ステージを通じ切れ目のない支援を提供していきます。				
(2)延長保育事業 単位: 利用者数 (人/年)	①量の見込	97	97	97	97	96
	②確保の内容	97	97	97	97	96
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	本市では、延長保育を行っておりませんが、量の見込により、受け入れ体制の検討やその他の利用可能施設の利用を促進します。				

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(3)放課後児童健全育成事業 【市全域】 単位: 登録児童数 (人)	①量の見込	低	407	403	401	395	391
		高	187	186	184	183	180
		計	594	589	585	578	571
	②確保の内容		730	730	730	730	730
	②-①		136	141	145	152	159
	提供体制、確保策の考え方		市全体における量の見込みに対する確保の内容については充足しているものの、地域別でみると一部の地域では不足が見込まれることから、増設や移転を検討します。併せて、施設の老朽化への対応をすすめます。 また、放課後児童支援員の不足や、保育を実施するにあたり配慮が必要な児童の増加が続いていることから、放課後児童支援員の確保と質の向上に取り組みます。				
	③量の見込		373	365	354	343	332
(4)子育て短期支援事業 単位:延べ利用者数 (人/年)	④確保の内容		3	3	3	3	3
	④-③		△370	△362	△351	△340	△329
	提供体制、確保策の考え方		量の見込みについては、市において令和元年度の事業実績がないため、国が示した推計方法により算出された数値を記載しています。今後のニーズや実績に応じて、見込量の再検討や委託施設の確保を検討していきます。				
	⑤乳児家庭全戸訪問事業 単位:訪問件数(件/年)		230	230	230	230	230
(6)養育支援訪問事業 単位:実人数(人/年)	⑥確保の内容		230	230	230	230	230
	⑥-⑤		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		新生児の家庭を訪問し、母子の健康状態を把握し支援を行い、実態に合わせた確保とします。				
	⑦量の見込		10	10	10	10	10
(7)地域子育て支援拠点事業 単位:延べ利用者数 (人/月)	⑧確保の内容		10	10	10	10	10
	⑧-⑦		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		妊娠期、産後に支援を必要とする家庭にヘルパーを派遣し不安なく養育できるよう支援し、実態に合わせた確保とします。				
	⑨量の見込		1,246	1,207	1,170	1,132	1,098
(8)一時預かり事業 【預かり保育・定期的保育】 単位:延べ利用者数 (人/年)	⑩確保の内容		1,420	1,420	1,420	1,420	1,420
	⑩-⑨		174	213	250	288	322
	提供体制、確保策の考え方		市内7個所のつどいの広場・子育て支援センターにおいて母子の交流・育児相談を実施します。また、認定こども園には、子育て支援センターを設置することとなり、今後も内容の充実を図ります。				
	⑪量の見込	預かり保育	36	35	34	33	32
		定期的保育	6,556	6,456	6,279	6,039	5,885
		計	6,592	6,491	6,313	6,072	5,917
(9)一時預かり事業 【預かり保育・定期的保育】 単位:延べ利用者数 (人/年)	⑫確保の内容		6,592	6,491	6,313	6,072	5,917
	⑫-⑪		0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方		本市では、幼稚園が無いため対象ではありません。認定こども園においても実施しておりません。				

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(8)一時預かり事業 【その他】 単位：延べ利用者数(人/年)	①量の見込	7,746	7,278	7,067	6,831	3,329
	②確保の内容	7,746	7,278	7,067	6,831	3,329
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	現状では、年間延べ190人(平成30年度)の利用があり、量の見込みにより受け入れ体制の検討や他の利用可能施設の利用を促進します。				
(9)病児・病後児保育事業 単位：延べ利用者数(人/年)	①量の見込	1,621	1,585	1,539	1,487	1,443
	②確保の内容	880	880	880	880	880
	②-①	△741	△705	△659	△607	△563
	提供体制、確保策の考え方	現状では、年間延べ74人(平成30年度)の利用があり、量の見込みにより受け入れ体制の検討や他の利用可能施設の利用を促進します。				
(10)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) 単位：延べ利用者数(人/週)	①量の見込	低	3	3	3	3
		高	9	9	9	9
		計	12	12	12	12
	②確保の内容	8	8	8	8	8
	②-①	△4	△4	△4	△4	△4
	提供体制、確保策の考え方	依頼会員、協力会員相互の連絡調整を行います。協力会員拡充のために周知方法や講習会の体制を検討します。				
(11)妊婦健康診査事業 単位： 延べ受診回数(回/年)	①量の見込	2,694	2,694	2,694	2,694	2,694
	②確保の内容	2,694	2,694	2,694	2,694	2,694
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	健康増進課において、さまざまな方法により定期的な受診を促します。また、契約医療機関との連携を図ります。				
(12)副食費等の補足給付事業 (副食費等の施設による徴収に係る補足給付事業) 単位：給付者数(人)	①量の見込	17	17	17	17	17
	②確保の内容	17	17	17	17	17
	②-①	0	0	0	0	0
	提供体制、確保策の考え方	低所得者世帯を対象に、実費徴収となる食事の提供等に要する費用負担を軽減するため、実態に合わせた確保とします。				

■ 【区域別】放課後児童健全育成事業

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①明野地区 定員 60 人 (放課後子ども教室連携型)	①量の見込	低	32	32	32	32	31
		高	14	14	13	13	13
		計	46	46	45	45	44
	②確保の内容		60	60	60	60	60
	②-①		14	14	15	15	16
	①量の見込	低	38	38	38	37	37
		高	10	10	10	9	9
		計	48	48	48	46	46
	②確保の内容		70	70	70	70	70
	②-①		22	22	22	24	24
②須玉地区 定員 70 人 (放課後子ども教室連携型)	①量の見込	低	113	112	112	110	109
		高	79	78	77	77	76
		計	192	190	189	187	185
	②確保の内容		210	210	210	210	210
	②-①		18	20	21	23	25
	①量の見込	低	77	76	76	74	74
		高	40	39	39	39	38
		計	117	115	115	113	112
	②確保の内容		120	120	120	120	120
	②-①		3	5	5	7	8
③高根地区 定員 210 人 (放課後子ども教室一体型)	①量の見込	低	53	53	52	52	51
		高	20	20	20	20	19
		計	73	73	72	72	70
	②確保の内容		100	100	100	100	100
	②-①		27	27	28	28	30
	①量の見込	低	48	48	48	47	47
		高	23	23	23	23	22
		計	71	71	71	70	69
	②確保の内容		90	90	90	90	90
	②-①		19	19	19	20	21
④長坂地区 定員 120 人 (放課後子ども教室一体型)	①量の見込	低	26	26	25	25	25
		高	16	16	16	16	15
		計	42	42	41	41	40
	②確保の内容		40	40	40	40	40
	②-①		△2	△2	△1	△1	0
	①量の見込	低	26	25	25	25	24
		高	15	15	15	15	15
		計	41	40	40	40	39
	②確保の内容		40	40	40	40	40
	②-①		△1	0	0	0	1

単位:人(年間)

第6章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を兼ねており、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援を総合的に推進する計画です。そのため、全庁的に広く連携するとともに、北杜市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、市内の子育て支援に関わる、家庭をはじめとした、保育所（園）、子育て支援施設、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

また、計画を市民との協働で進めていくためには、本計画で示した基本理念や考え方、各種取り組みについて広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、窓口等において情報提供や啓発を行うとともに、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の子ども・子育てに関する情報についても市民への周知を図ります。

2 計画の評価・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、北杜市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組みます。

こうした推進の仕組みとして、計画・実施・点検（評価）・改善のP D C Aサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



資料

○北杜市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、北杜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務に関し調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況に関すること。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (3) 市内事業主
- (4) 教育・保育関係者
- (5) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 6 条 子育て会議に、委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 子育て会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部会)

第9条 子育て会議は、第3条の事務に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長はその部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 第7条各項の規定は、部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条各項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、福祉部子育て応援課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 委員が委嘱又は任命された後の最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成29年3月22日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○平成30年度 北杜市子ども・子育て会議 委員

(敬称略、順不同)

所 属	役 職	氏 名
民生委員・児童委員協議会	会 長	日野水 丈士
帝京学園短期大学	教 授	吉田 百加利
民生委員・児童委員協議会 (児童福祉部会)	部会長	今井 哲郎
民生委員・児童委員協議会 (児童福祉部会)	副部会長	井出 邦代
北杜市母子愛育会	会 長	三井 勇
北杜市食生活推進協議会	会 長	五十嵐 咲子
北杜市放課後子どもプラン コーディネーター	代 表	矢崎 元子
北杜市 PTA 連絡協議会	会 長	加藤 桃子
	副会長	室田 泰文
	副会長	中山 久美
北杜市保育園保護者連合会	会 長	村田 美代子
	副会長	浅川 直哉
北杜市商工会	会 長	輿水 順彦
北杜市校長会	会 長	島 衛一
青少年育成北杜市民会議	会 長	桜井 彰一
North tree (市内ママネットワーク)	代 表	三井 麻里子
北杜市保育協議会	会 長	堀込 美千子
北杜市保育協議会	副会長	進藤 わかな

○令和元年度 北杜市子ども・子育て会議 委員

(敬称略、順不同)

所 属	役 職	氏 名
民生委員・児童委員協議会	会 長	日野水 丈士
帝京学園短期大学	教 授	吉田 百加利
民生委員・児童委員協議会 (児童福祉部会)	部会長	今井 哲郎
民生委員・児童委員協議会 (児童福祉部会)	副部会長	井出 邦代
北杜市母子愛育会	会 長	三井 勇
北杜市食生活推進協議会	会 長	五十嵐 咲子
北杜市放課後子どもプラン コーディネーター	代 表	矢崎 元子
北杜市 PTA 連絡協議会	会 長	矢崎 敏明
	副会長	白倉 俊樹
	副会長	南 陽子
北杜市保育園保護者連合会	会 長	三井 紀子
	副会長	勝家 剛士
北杜市商工会	会 長	輿水 順彦
北杜市校長会	会 長	高橋 達郎
青少年育成北杜市民会議	会 長	桜井 彰一
North tree(市内ママネットワーク)	代 表	三井 麻里子
北杜市保育協議会	会 長	進藤 わかな
北杜市保育協議会	副会長	藤森 佳音
青少年育成北杜市民会議	会 長	雨宮 智博
民生委員・児童委員協議会	会 長	粟澤 雅子
民生委員・児童委員協議会 (児童福祉部会)	部会長	小澤 志保子
民生委員・児童委員協議会 (児童福祉部会)	副部会長	仲田 君恵

第2期北杜市子ども・子育て支援事業計画

発 行：令和2年3月、令和5年3月改訂
企画・編集：北杜市こども政策部子育て政策課
山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
TEL 0551-42-1332
FAX 0551-42-1125